

広島県告示第四百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年五月十日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

大草三原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市高坂町真良一八一番地先から 三原市高坂町真良一四七〇番三地先まで 三原市高坂町真良一八一番地先から 三原市高坂町真良一四七〇番三地先まで 三原市高坂町真良三三六番一地先から 三原市高坂町真良一四五七番一地先まで		三・七〇〇～一 五・四〇〇	八〇九・九〇		
		一・八〇〇 一一・二〇〇～六 一・八〇〇			